

◆◆資料5◆◆

宇城市男女共同参画推進懇話会条例

平成 17 年 1 月 15 日
条例第 25 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画に関する総合的な施策の樹立とその推進に資するため、宇城市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画施策の樹立とその推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 男女共同参画推進のための基本計画策定及び改定に関すること。
- (4) 男女共同参画施策について必要に応じて市長に意見を述べること。
- (5) その他男女共同参画社会の形成に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 懇話会に、必要に応じて部会を置くことができる。

4 部会は、会長が指名する委員をもって組織し、会長が招集する。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、総務部人権啓発課において行う。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 15 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 27 日条例第 218 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 27 日条例第 26 号)

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

◆◆資料6◆◆

宇城市男女共同参画推進懇話会 委員名簿

No.	氏名	備考	
1	浦本 千歳	副会長	広報班 班長
2	四丸 和子		企画班
3	田中 ひろみ		啓発班
4	津志田 眞知子		企画班
5	西山 康彦		企画班
6	渡辺 幸夫		広報班
7	久木田 ミチ子		啓発班
8	内野 恵子		啓発班
9	猿渡 光子		啓発班
10	中川 康則	副会長	啓発班 班長
11	稲村 昌三		啓発班
12	安達 和代		啓発班
13	田爪 武照		広報班
14	藤田 香瑞		企画班
15	佐伯 栄一		企画班
16	江村 英子	会長	企画班 班長
17	稲葉 敦子		広報班
18	高岡 澄子		啓発班
19	岡 珪子		啓発班
20	横尾 七生子		広報班

宇城市男女共同参画計画

～ ^{ひと}女と^{ひと}男で築く、やさしく住みよいまちづくり ～

平成 19 年 3 月

発 行 宇城市 総務部 人権啓発課
〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

電 話 0964-32-1111 (代)

F A X 0964-32-0110

<http://www.city.uki.kumamoto.jp/>
